平成２５年（フ）第２０号
三重県鈴鹿市稲生町7992―1084　新稲生町稲生寮Ａ棟446、住民票上の住所福岡県福岡市博多区千代４丁目12番７号
債務者　井上　修一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４号
三重県津市美杉町下多気2589番地、前住所三重県津市小舟720番地142
債務者　川畑友乃加
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５号
三重県名張市富貴ケ丘２番町20番地
債務者　森　多嘉子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５５号
三重県四日市市東日野町1449番地６
債務者　仲林　隆太
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
三重県四日市市東日野町1449番地６
債務者　仲林　知江
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
三重県三重郡菰野町大字田光1049番地８
債務者　島田　幹代
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
三重県四日市市山城町1105番地３　コーポフジ103
債務者　清水幸一郎
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
三重県四日市市山城町1105番地３　コーポフジ103
債務者　清水ナツキ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
京都市南区久世上久世町248番地２　第二清風荘210号
債務者　岩岡　宏明
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４７５号
京都市伏見区片桐町１番地　桃陵団地71棟102号
債務者　竜田　朋子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目24番11号鳴尾荘18号室、従前の住所兵庫県西宮市甲子園浜田町４番32―101号
債務者　新谷　和弘
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０１号
奈良県生駒郡三郷町東信貴ケ丘２丁目２番12号
債務者　松岡　千秋
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０４号
奈良市神功６丁目３番地　１―628
債務者　松嶋　秀次
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５号
鳥取県境港市蓮池町33番地９　コーポラメール101
債務者　八幡　正春
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９７号
愛媛県松山市北土居１丁目７番10号　ハイブリッジＢ―101号
債務者　上野ゆかり
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
愛媛県松山市北斎院町1014番地２
債務者　三野　重男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
愛媛県松山市山西町592番地　光益ハイツ203号横山亜弓方、住民票上の住所愛媛県伊予郡砥部町高尾田1118番地
債務者　森田　　温
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで松山地方裁判所民事部